

令和 7 年度八戸市水産加工品ブランド化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、当市水産加工品のブランド化の推進による水産物の消費拡大、魚価の向上及び水産加工技術の振興を図るため、新たな水産加工品の開発に向けた試作品製造及び八戸市水産物ブランド認証制度に基づき認証された水産加工品の販路拡大に要する経費について、令和 7 年度予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水産加工試作品

水産物を主原料とする加工品、かつ、補助対象者がこれまでに開発・販売等を行った既存商品ではない加工品であって、次に掲げるものを除く。

- ア 商品サイズのみを変更したもの
- イ 商品の成分等のみを変更したもの（減塩商品等）
- ウ 商品パッケージのみを変更したもの

(2) 展示会・商談会等

10 社以上の出展規模が見込まれる展示会、商談会又は見本市であって、次に掲げるものを除く。

- ア 八戸市内で開催されるもの
- イ 一般消費者への販売を主な開催目的としているもの
- ウ 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が主催又は運営に携わるもの

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 市内に事務所を有する事業者であること。
- (2) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (3) 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 水産加工試作品製造支援事業

ア 事業計画書（別記第2-1号様式）

イ 収支予算書（別記第3号様式）

ウ 水産加工試作品製造支援事業調査票（別記第4号様式）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 水産加工品販路拡大支援事業

ア 事業計画書（別記第2-2号様式）

イ 収支予算書（別記第3号様式）

ウ 展示会・商談会等への出展を証する資料（パンフレット、出展申込書等）

エ その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、別に定める「審査要領」に基づき審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定するにあたって必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、交付の条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、補助対象経費の総額の3割を超える増減を伴う内容変更をする場合は、事業変更承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、補助目的達成に資するものと認められる各項目間の流用を除く。

(2) 前号の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、交付決定を受けた補助金額の範囲内とする。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出してその承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。

- (5) 補助事業の状況、収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から5年間保管しておくこと。

(取下期日)

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告は、別記第9号様式により行うものとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2－1号様式又は第2－2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第11条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額が確定した後、補助事業者からの請求に基づき、一括して交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、規則第5条の規定によりその交付決定の通知後、補助事業者からの請求に基づき、一括して概算払により交付することができるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月27日から実施する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額
水産加工試作品 製造支援事業	水産加工試作品の開発のための事業に要する次に掲げる経費 1 試作品製造原材料費 2 アドバイザー費 3 パッケージデザイン費 4 プロジェクト人件費 5 市場調査費 6 試作品に関する販売促進費 7 その他、水産加工試作品製造支援事業を実施するために必要であると市長が認めるもの	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は、750,000円のいずれか低い額以内の額。
水産加工品販路 拡大支援事業	八戸市水産物ブランド認証制度に基づき認証された水産加工品の販路拡大のための事業に要する次に掲げる経費 1 展示会・商談会等出展費 2 アドバイザー費 3 広告宣伝費 4 その他、水産加工品販路拡大支援事業を実施するために必要であると市長が認めるもの	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は、500,000円のいずれか低い額以内の額。

補助対象外経費

- ・ 本補助金以外の補助事業等から交付を受けている経費
- ・ 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費
- ・ 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費